

令和4年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約にかかる発注見通し

津山圏域資源循環施設組合契約規則では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定めるシルバー人材センター等と随意契約を行う場合はあらかじめ発注見通しを公表するよう定めています。

No.	発注見通し			
	契約の名称	契約内容	契約期間	契約相手方の選定基準
1	多目的広場維持管理等作業委託	津山圏域クリーンセンター多目的広場内景観及び芝生広場の維持管理	契約する日 ～ 令和5年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。
2	敷地内法面管理等作業委託	津山圏域クリーンセンター緑地帯の除草作業及び芝刈り作業	契約する日 ～ 令和5年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。
3	敷地管理作業委託	津山圏域クリーンセンター緑地帯の除草作業及び芝刈り作業	契約する日 ～ 令和5年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による障害者支援施設であるため。